

北区未来につながる区民会議設置要綱

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本会議は、北区未来につながる区民会議（以下「区民会議」という。）と称し、事務局を北区役所地域力推進室内に置く。

(目的)

第2条 区民会議は、北区制60周年記念事業を通して醸成された地域主体のまちづくりの気運を継承し、区民、地域、各種団体、行政等が北区のまちづくりに関わる意見交換及び情報発信の場としながら、また、多様な区民ぐるみ運動とも連携しつつ、区民が主体となって豊かな自然の恵みと伝統ある文化の中で、人々がお互いに支え合い、活力を持って生き生きと暮らすまちを実現することを目的とする。

(事業等)

第3条 区民会議は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業等を実施する。

- (1) 区民相互の交流と地域コミュニティの活性化を図るための北区民ふれあい事業
- (2) 北区制60周年を記念に地域コミュニティ活性化等を目的に開局する「Radio Mix Kyoto」の支援
- (3) その他北区のまちづくりに資するもの

(構成)

第4条 区民会議の委員は、有識者、北区民まちづくり会議の委員及び別表に掲げる区内の各種団体に属する者（以下「委員」という。）並びに北区役所をもって組織する。

(役員)

第5条 区民会議に以下の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
幹事	18名以内
監査	2名以内
顧問	若干名
参与	1名

- 2 会長は、区民会議委員から選出する。
- 3 副会長及び監査は、区民会議の承認を得て、会長が指名する。
- 4 幹事は、北区地域代表者会議委員を充てる。
- 5 監査は、会計を監査し、区民会議に報告する。
- 6 区民会議の承認を得て、顧問を置くことができる。
- 7 参与は、北区長を充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、区民会議を代表し、議事を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて助言し、会議に出席して意見を述べることができる。

(招集及び議事)

第7条 会長は、区民会議の会議を招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、参与が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 5 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、他の委員にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

(幹事会)

第8条 区民会議に、予算の決定及び事業の執行のための幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事により構成する。
- 3 幹事会は、第1項に係る事項について、直近の会議において報告しなければならない。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員は、任期が満了しても、後任の委員が就任するまでその職務を行う。

(会計)

第10条 区民会議が行う事業に必要な経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 京都市の事業補助金
- (2) 寄付金及びその他の収入

- 2 会計に関する規定は、別途会長が定める。

(年度)

第11条 区民会議の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

(関係会則及び規約の廃止)

- 2 北区制60周年記念事業実行委員会会則及び北区民ふれあい事業実行委員会規約は、廃止する。

(最初の役員の任期)

- 3 この要綱の施行後最初に就任する委員の任期は、第9条の規定に関わらず、就任の日から平成30年3月31日までとする。

(北区制60周年記念事業実行委員会に係る事務の引継ぎ)

- 4 北区制60周年記念事業実行委員会に係る残務事務は、北区未来につながる区民会議に引き継ぐ。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

団	体名
北区内の元学区又は小学校区を単位として活動する団体で、自治連合会その他の地域における各種団体を中心に構成される横断的な団体 市政協力委員連絡協議会会長会 社会福祉協議会 体育振興会連合会 スポーツ推進指導員会 保健協議会連合会 民生児童委員会 すこやかクラブ 地域女性連合会 消防団	自主防災会連絡会 北少年補導委員会 日赤京都府支部地区奉仕団 共同募金会 身体障害者団体連合会 交通安全対策協議会 保育園長会 児童館 私立幼稚園協会 小学校PTA北上支部 小学校PTA北下支部 中学校PTA北・上支部 「おやじ・おふくろの会」連絡会